

県下の交通事故 (6月末現在)

区分	事故件数	死者	傷者
44年	2,456	93	3,258
45年	2,881	91	4,065
比較	増 425 (+17.3%)	減 2 (-2.2%)	増 807 (+24.8%)



第 15 号

発行所
甲府市丸の内一丁目6-1
財団法人山梨県交通安全協会
TEL 甲府 (0552) (35) 2121 内線328

県安協 財団法人に

激動する交通事情に対処

山梨県交通安全協会は、かねてから法人化を進めていきましたが、三月一日付で山梨県知事から許可され、財団法人山梨県交通安全協会として発足しました。これは、設立趣意書にもありますように、激動する交通事情に対処し得る強力なる民間団体として発展するために、公益法人として衣替えを行なったものであります。

この間、交通情勢の変化に伴い再三三回を改正して、組織運営の改善充実を図り、昭和三十三年五月の改正において、その名称を山梨県交通安全協会と改め、さらに昭和三十八年四月の改正により、各支部をそれぞれ独立した単位協会とする。この際、県協会は名称の改称はせず従来どおりとす。その実質は連合会組織としたのであります。



歩道橋を渡りましょう

最近における自動車の飛躍的な増加に伴い、交通事故は逐年増加の一途をたどり、まことに深憂に堪えないものがあります。世論もまた交通事故の防止と、交通安全の発展に力をつくすこと、これが国家の重要な課題の一つになってまいりました。

このたび、はからずも總會のご推挙により、山梨県交通安全協会の会長に就任いたしました。

まことに微力ではございますが、現下最も大きな社会問題であります交通安全の防止のために、努力をいたしてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それなのに、戦後のわが国の道義不在の世相は、目まぐるしい変転をとげたわが国の交通に、最も大きな

ドライバーの再教育

財団法人 山梨県交通安全協会
会長 中村 太郎



い交通災害は、いわゆる「人災」であるがゆえに、これを解決する「カギ」は、ドライバーの心の中に

- 財団法人 山梨県交通安全協会 寄附行為
- 第一章 総則
- 第一条 本会は、財団法人山梨県交通安全協会と称する。
- 第二条 本会は、事務所を山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号に置く。
- 第三条 本会は、山梨県内の交通事故防止のため、交通安全の普及と高揚を図るとともに、交通秩序を確立し、交通安全の正常な発達と交通安全の実現に寄与することを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- (一) 交通安全の高揚並びに交通安全関係法令の周知徹底を図るための資料の作成及び頒布
- (二) 交通安全のための教育訓練及び広報
- (三) 交通安全の普及及び円滑化を図るための調査研究
- (四) 交通安全に関する諸施設の設置及び維持改善
- (五) 交通事故被害者救済及び交通相談
- (六) 自動車運転者の養成及び素行向上を目的とする自動車教育所の経営
- (七) 交通労働者及び優良運転者の表彰
- (八) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 第二章 資産及び会計
- 第五条 本会の資産は、次に掲げるものによって構成される。
- (一) 設立当初山梨県交通安全協会その他から寄付された別紙財産目録記載の財産
- (二) 資産から生ずる果実
- (三) 事業に伴う収入
- (四) 補助金
- (五) 寄付金
- (六) その他の収入
- 第六条 本会の資産は、基本財産及び普通財産の二種とする。
- 第七条 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載した財産及び将来基本財産に編入する財産をもって構成する。
- 第八条 普通財産は、基本財産以外の財産とする。
- 第九条 寄付金については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は普通財産に編入する。
- 第十条 基本財産の処分制限
- 第十一条 本会の基本財産は、これを処分してはならない。
- 第十二条 本会の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事三分の二以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得て、その一部に限り処分することができる。
- 第十三条 本会の資産は、会長が理事会の定める方法に従ってこれを管理する。
- 第十四条 本会の経費は、普通財産をもってこれに充てる。
- 第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第十六条 会長は、毎会計年度開始前、次に掲げる書類を作成し、理事会に提出し、その承認を受けなければならない。
- (一) 年度事業計画書
- (二) 収支予算書
- (三) 決算承認書
- 第十七条 会長は、毎会計年度の終了後、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。
- (一) 財産目録
- (二) 収支決算報告書
- (三) 事業報告書
- 第十八条 監事は、前項に規定する監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。
- 第十九条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。
- 第三章 役員・顧問及び参与
- 第二十条 本会に次の役員を置く。
- 一 会長 一名
- 二 副会長 五名以内
- 三 専務理事 一名
- 四 理事 二〇名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む)
- 五 監事 三名以内
- 六 評議員 若干名
- 第二十一条 会長は、理事会の決議により選任する。
- 第二十二条 副会長は、理事の互選によって定める。
- 第二十三条 評議員のうち理事は、評議員のうちに選任する。
- 第二十四条 会長は、前項の規定にかかわらず、評議員会にかつて、学識経験者の中から一名の理事を指名することができる。
- 第二十五条 専務理事は、理事の中から会長が指名する。
- 第二十六条 監事は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 第二十七条 評議員は、次の者をもって選任する。
- 一 地区交通安全協会の代表者各一名
- 二 地区交通安全協会が、その会員中から指名したものの一名、ただし、甲府交通安全協会は五名、南甲府交通安全協会及び富士吉田交通安全協会は二名をそれぞれ指名することができる。
- 第二十八条 交通に関する団体又は事業者及び本会の事業に賛同する者の中から、理事にはかつて会長が指名する者一〇名以内
- 第二十九条 理事及び評議員は、これを相互に兼ねることはできない。
- 第三十条 会長は、本会を

新会長に中村太郎氏

金丸氏 十四年間つとめて退任

財団法人山梨県交通安全協会は、五月十八日、財団法人設立後最初の定期総会を開催しました。

総会には、正副会長、理事、監事、評議員等が出席し、事業報告、決算、事業計画、予算等の審議をしたほか、役員改選が行なわれました。

新役員

会長	中村太郎	日下部
副会長	高村捷治	富士吉田
理事	内藤登	藤田
	小田切彰	南甲府
	稲葉嘉幸	南甲府
	望月健一	南甲府
	吉田文男	南甲府
	保坂飛光	南甲府
	山本滋	南甲府
	杉山仁一	南甲府
	村松義一	南甲府
	尾沢義雄	南甲府
監事	石市敏	南甲府
	和川沢坂	南甲府
評議員	田辺匡	山梨県
	谷内保長	山梨県
	小林徳太郎	山梨県
	加藤和男	山梨県
	小沢照次	山梨県
	中込太四郎	山梨県
	鈴木要吉	山梨県
	小沢照次	山梨県
	平井一雄	山梨県
	小林貞治	山梨県
	中川常次郎	山梨県
	河西定男	山梨県
	石山栄吉	山梨県
	根津惣造	山梨県
	清水嘉幸	山梨県
	三井将英	山梨県
	堀内益信	山梨県
	柳沢武史	山梨県
	望月豊男	山梨県
	長倉一三	山梨県
	齋藤功	山梨県
	高野慶貴	山梨県
	石井芳博	山梨県
	水口静男	山梨県
	寺田正雄	山梨県
	森茂進	山梨県
	金丸平甫	山梨県
	沢沢正夫	山梨県
	客協会	山梨県
	クトラッ	山梨県

昭和四十五年度

事業計画

自転車の安全な乗り方を指導するため、次の方法による

新規購入映画の紹介

「運転と人生」

このたび次の映画を購入しました。ご活用ください

一、「運転と人生」

二、「わき見運転」

三、「追突防止」

四、「高速のおとしあな」

五、「一億人の恐怖」

社会的連帯の強化と青少年の非行防止

第二十回社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

第二回県下中学生交通安全大会を開催する

NHK、山梨放送等の協力を得て交通安全対談、交通安全等の番組を編成するほか、交通安全資料の提供、スポーツ放送等を行なう。

機関紙の発行

機関紙「やまなし安協ニュース」を一回一万部、年五回、計五万部発行する。

警察本部の委託による運転免許更新者に対する講習を毎日行なう

講習を毎日行なう(年間五〇〇〇〇人の予定)

免許停止処分者の講習実施

県公安委員会の委託による講習を毎週一回行なう(年間五千人の予定)

交通安全活動に対する協力

他の機関、団体の行なう交通安全活動に対し、協力助成をする。

調査研究等

交通安全に関する各種調査研究及び役員研修を行なう。

協力の推進

二輪車による死亡事故を防止するため、ヘルメットをかぶる運動を推進する。



いつものなれたとおりでも、ただしくあるいて、ただしくおうたん

県民の交通安全に対する関心と理解を高め、交通事故を防止するとともに、交通の円滑化を図るために、次の事業を重点的に行なう。

- 一、交通安全運動の実施
- 二、交通安全功労者等の表彰
- 三、交通安全活動の奨励
- 四、交通安全活動の奨励
- 五、交通安全活動の奨励

このたび次の映画を購入しました。ご活用ください

一、「運転と人生」

